豊島区

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)セルフチェックシート

【注意事項】

- ・本シートは盛土規制法許可の要否の事前相談を行わずに、設計者が確認検査機関にその内容を示すためのシートです。
- ・本シートを利用する場合は、予め申請先の指定確認検査機関と協議をしておいてください。
- ・本シートは区への事前相談ではございません。許可の要否が不明な場合は、都市計画課へ事前相談をお願いします。

指定確認検査機関宛て 私(設計者等)						
計画地:豊島区	丁目	番		(地	番)(住居表示:)
建築主:						
	_					
豊島区内のみでの計画である。 □はい □いいえ		□いいえ	-		計画地の許可権者にも 相談が必要です。	
□はい	-					
開発許可が必要な計画ではない。 (500 ㎡以上の敷地※2 において、 区画形質の変更が発生しない。)		□いい	え・不明	> `	開発許可の要否の判断について 都市計画課へ事前相談が必要です。	
□はい □いいえ □不明						
↓□はい			•			
①盛土で1m超の崖ができない □はい □いいえ □不明		□いいえ・不明			盛土規制法の要否の判断について 都市計画課へ事前相談が必要です。	
②切土で2m超の崖ができない						
□ □はい □いいえ □不明 ■ ③切土と盛土をし、2 m超の崖ができない						
□はい□いいえ□不明						
④高さが2mを超える盛土を行わない						
(崖 ^{※3} を生じないもの) □はい □いいえ □不明						
既存擁壁の造りかえが発生しない。 □はい □いいえ					□いいえ・不明 (既存擁壁から新設擁壁の位置が変わる場合など)	
□はい	□いいえ	_				
	壁を新設する。					
□はい □いいえ □不明			※1 現況地盤の取り方が不明な場合は都市計画課へご相談ください。			
□はい		J *2	※2 30cm を超える切土及び盛土が 500 ㎡ (建物部分を除く) を超える場合は、都市計画課へ事前相談をお願いします。			
盛土規制法第 12 条の許可不要		※3 崖とは地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地のこと。				
		* 4	※4 既存擁壁の造りかえで位置が変わる恐れがある場合は、都市計画課へ ご相談ください。			

【連絡先】

豊島区 都市整備部 都市計画課 届出・許認可グループ 東京都豊島区南池袋 2-45-1 6階 6番窓口

TEL: 03-4566-2633

Mail: A0022603@city.toshima.lg.jp

【豊島区 HP】

※「盛土規制法に係る手引」を 事前にご確認ください。

